

平成26年度第1回茨木市立保育所の民営化  
に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成26年4月14日（月） 午後6時30分～午後8時53分
- 2 場 所 茨木市役所 南館3階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
  - (1) 選考委員会委員
    - ①民営化を実施する市立保育所の保護者  
和田委員、椋本委員、柴田委員、富賀委員
    - ②児童福祉及び社会福祉に関し識見を有する者  
小田委員、新野委員、赤土委員、松岡委員
    - ③社会福祉法人の会計事務に関し識見を有する者  
岡委員
    - ④茨木市民生児童委員協議会から推薦された者  
吉村委員
    - ⑤こども育成部担当副市長  
楚和委員
  - (2) 市理事者  
木本市長、楚和副市長、柴崎副市長
  - (3) 事務局  
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課民営化担当参事、吉田保育幼稚園課長代理、前田保育幼稚園課管理係長、北川保育幼稚園課副主幹、西田保育幼稚園課職員
- 4 傍聴者 5名
- 5 案 件
  - (1) 移管先法人募集要領（案）について
  - (2) 移管先法人選考基準（案）について
  - (3) その他
- 6 発言要旨

事務局： 平成26年度第1回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を開催する。

市長： 【あいさつ】

事務局： 【委員・出席者紹介】

事務局： 配布資料確認。当選考委員会は、茨木市附属機関設置条例第2条の規定に基づく附属機関であること、また、組織、運営その他必要な事項を規則で定めている旨を説明。

担任する事務については、市立保育所の社会福祉法人への移管に係る選考、選考基準、その他選考に関する事項についての審議に関する事務であることを説明。

選考委員会の委員長について、委員の互選によって定める旨を規則で規定しており、委員長の選出を依頼するとともに、本日の選考委員会における案件を説明。

今回は、選考委員会における案件が同じであるため、道祖本保育所及び中津保育所と合同で委員会を開催している旨を説明。

委員の互選により、小田委員の委員長就任を決定。

委員長： 【あいさつ】

事務局： 【市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考について、諮問】

【市長、柴崎副市長 退席】

委員長： 職務代理として新野委員を指名し、委員了承のもと決定。

「茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会」設置の趣旨等について、事務局の説明を求めます。

事務局： 民営化事業評価やこれまでの民営化手法に改善策を講じたことなどから、民営化事業の継続を決定するとともに、茨木市立保育所民営化基本方針改定後における保護者説明会の開催などについて説明。

また、保護者説明会における意見を踏まえ、民営化基本方針実施要領を改定するとともに、茨木市立保育所条例の一部改正（民営化に伴う市立保育所の廃止）について、茨木市議会に議案を上程し、議決が得られた旨を説明。

選考委員会において、適正かつ厳格な選考・審議のもと、より優良な移管先法人を選考していただきたい旨を説明。

委員長： 次に「会議の公開・非公開について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 「茨木市情報公開条例」及び「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開である旨を説明。

ただし、個人に関する情報や法人等に関する情報を審議する場合は、公開しないことができる旨を説明。

会議の公開・非公開の決定については、審議会等の長が当該会議に諮って行うこととしているほか、公開しないと決定したときには、その理由を明らかにしなければならないこと、公開の方法等については、傍聴

に関する事、また傍聴を認める定員をあらかじめ定める事、さらには審議に関して提出された資料についても傍聴者が閲覧できるようにするとともに、審議会の長は傍聴者の希望に応じて資料を配付することができる事などを説明。

第1回選考委員会の案件である「移管先法人募集要領（案）」については、個人に関する情報や法人等に関する情報などの審議ではないことから、条例及び指針に基づき、原則、公開の規定が適用される旨を説明。

ただし、移管先法人選考基準及び第2回以降の審議については、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第3第1項第1号イ（法人等に関する情報）及びカ（事務又は事業に関する情報）の規定に基づき、会議を公開しないことができる事を説明。

また、選考基準を公開することによってそれでは、選考基準に基づいた応募書類の作成が可能となり、事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある事、また、今後も、この選考基準を基本に選考することが考えられるため、選考委員会における決定後についても、非公開とすることが事務の適正な遂行のために必要であることを説明。

さらに、第2回目以降の審議については、法人等に関する情報が含まれることから、条例の「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することを説明。

したがって、本日の会議の一部を公開し、選考基準を審議していただくところから、また、第2回目以降の会議について非公開とすることについて審議していただき、公開・非公開の決定をしていただきたい旨を説明。

また、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第5第7項に基づき、傍聴の定員を10人と定める事をはじめ、傍聴にあたって、守るべき事項等を定めた「傍聴要領（案）」の承認を求める旨を説明。

会議録は要約したものを、委員名は、A委員などと表記して、公開したい旨を説明。

委員長： 会議の公開・非公開につきまして、移管先法人募集要領（案）についての議論は公開とし、移管先法人選考基準（案）に係る審議及び第2回目以降の審議については、当該法人の競争上の地位などに、影響を与えるおそれがあるため非公開することが適当ではないかと考えられますが、ご異議ございませんか。

A委員： 傍聴希望者はいますか。

事務局： はい。

委員長： 本日の会議では、募集要領（案）の審議まで傍聴いただき、選考基準

(案)の審議については、退席をしていただくということ、また、その取り扱いを定めている傍聴要領(案)についても、ご承認いただけますか。

各委員： 異議なし。

委員長： 本日は、移管先法人募集要領に関する資料につきましては、会議を公開するとともに、傍聴者への閲覧を許可します。

ただし、選考基準については、選考基準の決定後においても、その内容は非公開という取り扱いになりますが、よろしいですか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、そのように取り計らいます。

最後に、会議録に関する事項については、要約した形で市のホームページで公開し、委員の発言については、A委員、B委員などの表記とし、公開することで、ご異議ございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、本日の会議については一部公開といたしますので、傍聴の方がおられましたら入室していただいて結構です。

事務局： 【傍聴者5名の入室を案内】

委員長： それでは、5名の傍聴の皆様申し上げます。ご入場の際にお渡しいたします傍聴要領に基づいて、特定の委員を支持するような発言や拍手などは謹んでいただきますよう、よろしくご協力お願い申し上げます。

また、本日の選考委員会では移管先法人の募集要領(案)に関する審議につきましては公開といたしますが、選考基準(案)及び2回目以降の委員会の審議につきましては、法人に関する情報が公になることによって、法律上の権利、競争上の地位などに影響を与えるおそれがあるため非公開とさせていただきます。したがって、選考基準の審議に入ります前に、恐れ入りますが退出していただくこととなりますので、事務局の指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議次第に沿って、本日の議事案件の審議に入ります。

最初の案件、「(1)の移管先法人募集要領(案)」について、事務局から説明を求めます。

事務局： それでは、募集要領(案)について、ご説明させていただきます。

資料4「平成26年度茨木市立保育所民営化移管先法人傍聴要領(案)」をご覧ください。

まず、募集要領の1ページでございます。

「Ⅰ 移管する保育所と所在地等」といたしまして、保育所名、所在地、定員、敷地面積などの施設の概要を示しております。なお、道祖本保育所の所定名面積が1,200平米となっておりますのは、隣接して第2グラウンドを有しているためでございます。

次に「Ⅱ 保育所の移管実施日」につきましては、平成27年3月31日をもって市立保育所、中津保育所が廃止になりますことから、平成27年4月1日を移管実施日と定めております。

次に「Ⅲ 応募資格、条件」の「1 移管先法人」では、資料2の「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」の4ページから5ページにござ

います「6 民営化の方法」におけます、「(1) 移管先の募集及び選定の枠組み」の①に基づき同様の内容を定めたものでございます。

これまでの民営化では、移管先法人の募集の範囲を市内に法人本部を置く社会福祉法人に限定しておりましたが、事業評価の結果を踏まえ、このたびの民営化では北摂7市3町に法人本部を置き、かつ児童福祉施設を運営している社会福祉法人が応募できるよう募集の範囲を拡大しております。

なお、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、社会福祉法第2条に規定しています社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募を可能にしております。

募集の範囲を拡大した理由につきましては、これまでの民営化におきまして応募法人が1法人しかなく、募集範囲の拡大を望む声があったことが大きな理由の一つでございます。

また、保護者の皆様からのご意見をいただいております、本日お配りしております、資料9の8ページ、項目番号としては30番に、保護者の方からは、市内、市外に限らず児童福祉施設を運営する社会福祉法人としていただきたいとのご意見をいただいております。

しかし、市外の社会福祉法人は、児童福祉施設を運営する法人に限定いたしますが、市内法人につきましては、社会福祉法の第2条に規定しています社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募を可能とし、これまでどおりの条件としております。

これにつきましては、これまでの実績を踏まえるとともに、市として市内事業者の育成支援に取り組んでいるほか、実際に保育所で保育を実施していただくのは資格を有した保育士であることや、その保育士の経験年数等についても一定条件を設けていること、さらに本市では、社会福祉法人や保育所設置の認可権限の委譲を受けており、法人及び施設の指導監査を初め、連携、調整等が行いやすいなどの理由から市内法人の応募資格を変更しておりません。

資料4に戻っていただきまして、「Ⅲ 応募資格、条件」の「1 移管先法人」の(2)、(3)、(4)につきましては、それぞれ法人の指定、法令等の遵守、本市の保育行政を理解し、積極的に協力する法人であることなどを応募資格として定めております。

次に、「2 移管条件」でございます。ここでは、現在公立保育所として実施している保育内容等の継続性に配慮しつつ、関係法令等を遵守していただくこと、また民営化基本方針の目的、考え方にもございますように、保育サービスの充実及び質の向上を図るとともに保護者の理解を得ること、さらには財産及び保育内容の検証に係る移管条件を定めるほか、市と移管先法人が協定書を締結し、これらの条件を必ず守るということとしております。

なお書きの部分につきましては、保育内容の継承に係る移管条件と合わせご説明をさせていただきます。

次に、2ページの「(1) 定員等」でございます。

移管後における保育所の定員、弾力化を含みますが、定員については、現状を継承するとともに、その変更については、市と法人が協議することとしております。

次に、「(2) 財産の継承に係る移管条件」といたしまして、土地については、5年間、無償貸与するとともに、建物等については、議会の議決を得て無償譲渡することとしております。ただし、土地については市民の共有財産であることから、5年経過後にはそのあり方について、市と法人が協議することとしております。

これらについては、実施要領の6ページ、「6 民営化の方法」における「(2) 財産の継承に係る移管条件」の①、②に定めている内容と同じ内容となっております。

その他については、手続等に関するものでございます。

なお、現在、国におきまして、平成27年4月からの実施に向けて子ども子育て支援新制度への取り組みが進められておりますことから、資料4、2ページの④のただし書きでは、法令等に基づいて、認定こども園に移行する場合は、市と協議すること、また、⑦では移管時における施設改修等の支援等を定めております。

次に、「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」でございます。

ここには16項目にわたります保育内容の継承に係る移管条件を定めております。これらの条件につきましては、資料5の『「保育内容の継承」及び「保育の充実」に係る移管条件』といたしまして、それぞれ移管条件における解釈等を示しておりますので、こちらの資料も併せてご覧をいただければと思います。

保育内容の継承に係る移管条件の①及び3ページの②につきましては、保育所保育指針に規定されています保育内容を適切に実施すること、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他関係法令等を遵守することを定めております。

③以降については、実施要領の7ページ、「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」と同じ内容を定めておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、③の保育士の配置についてでございます。

保育士の配置につきましては、国の配置基準、現在では府の条例に根拠を置くものでございますけれども、本市では独自の基準を設けておりますので、その配置基準を守っていただくための条件でございます。

なお、市の配置基準とは、1歳児5人に対して、保育士1人を配置する内容となっており、平成25年度から、私立保育園への補助金を見直し、既に全ての保育所、園で実施をしていただいているところでございます。

次に、④の保育士の構成につきましては、資料5の2ページ、④をご覧ください。

個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置といたしまして、経験年数3年以上の保育士を2分の1以上かつ経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置するものとしております。これは、実施要領7ペ

ージにも、この解釈、理由を記載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、⑤の保育時間につきましても、資料の5、2ページの⑤をご覧ください。

保育時間につきましては、原則午前7時から午後7時までの保育時間、延長保育を含みますけれども、保育時間の拡大を妨げないものとしております。なお、保育時間の拡大につきましては、募集要領の4ページ、「(4) 保育に充実に係る移管条件」の①にその拡大について検討するよう、移管先法人の努力規定として、位置づけております。

次に、資料4の3ページに戻っていただきまして、⑥の費用負担についてでございます。

費用負担につきましては、保護者の負担軽減に留意するとともに保護者が希望するサービスを提供する場合を除きますけれども、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合は、当該保育所の保護者、移管先法人、市の三者で組織します三者協議会の場で協議し、同意を得ることとしております。

なお、移管前に徴収していた費用につきましては、資料5の2ページの⑥矢印の部分ですが、保育料を延長保育料、教材費、給食費、主食費です。及び傷害保険料のことでございます。

⑦の休園日につきましても、資料5の3ページの⑦をご覧ください。

開所日は原則として国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除き、月曜日から土曜日までとしております。ただし、休日保育等の実施に伴い上記以外の開所日を設けることを妨げないものとしております。

これは、募集要領の4ページ、「(4) 保育の充実に係る移管条件」の⑤保育サービスの充実の一つとして移管先法人の努力規定としても位置づけております。

次に、募集要領の4ページ、⑧の給食につきましてはアレルギー及び宗教食の対応を行うこととしております。これは、保育所保育指針及び府の条例にも規定がございますので、適切な対応が求められるものでございます。

次に、⑨の健康診断につきましては、関係法令等の定めるよるほか、入所児童の状況により、適切に行うこととしております。これにつきましても大阪府の条例第16条に基づくとともに、学校保健安全法の規定に準じて行うこととされており、当該保育所の子供の状況を踏まえ適切に実施するものとしております。

一方、ぎょう虫検査、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査につきましては必ず実施しなければならないものではございませんが、私立保育園に対する補助対象項目としていることなどから、協定期間中は必ず実施するものとしております。

次に、⑩の障害児保育につきましては、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施することとしております。

次に、⑩の苦情処理については、資料5の4ページの11をご覧ください。

保護者等からの苦情の処理につきましては、大阪府の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例21条に基づきまして、必要な措置を講じるとともに社会福祉法の規定及び指針に基づき適切に運用することとしております。

次に、募集要領に戻っていただきまして、3ページの⑫につきましては損害賠償保険への加入、また保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えることとしております。

⑬の施設長につきましては、保育所で3年以上、施設長または幹部職員としての経験を有するものを配置することとしています。これは資料5の4ページ、⑬にも示しておりますとおり、保育所保育指針において、保育の実施等、運営上の根拠となる法令はもちろん基本的な関連法令、福祉分野に限らず雇用、労働、防災、環境への配慮に関するもの等がございますけれども、それらの関係法令や保育にかかわる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されており、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先は施設長の配置に最大限の努力を傾注していただくということとしております。

次に、募集要領の3ページでございます。

⑭の看護師につきましては、専任の看護師を常勤で配置するものとしております。

なお、資料5の4ページから5ページにかけて⑭といたしまして、看護師の常勤についての説明を示しておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。

次に、⑮の栄養士につきましては、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人配置することとしております。これは法令等において義務づけられてはいませんが、その役割、必要性が高いと考えておりまして、保育幼稚園課にも1名配置していることから、移管先法人が運営している2施設を含め法人内に1人配置するものとしております。

保育内容継承に係る移管条件の最後といたしまして、子供たちへの保育環境の急激な変化を最小限にとどめる観点から臨時パート職員が引き続き当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人において、適切な選考に努めることとしております。

次に、4ページでございます。

「(4) 保育の充実に係る移管条件」といたしまして、①は先ほどご説明させていただきました保育時間のことでございます。

②につきましては、児童が保育中に熱を出すなど、体調不良となった場合において安心かつ安全な体制を確保するためのものとしてございまして、看護師の配置を義務づけしているとともに、市独自に看護師配置への支援を実施していることから、体調不良児対応型の実施を義務づけし

ているものでございます。

次に、③につきましては、府の条例第9条及び保育所保育指針第7章に規定されているとおり、職員の資質の向上については研修計画を策定するなど、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならないとされていることから、努力義務として位置づけをしております。

次に、④につきましては、保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する第三者評価の受診に努めることとしております。

第三者評価につきましては、客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持向上につながることなどから、福祉サービス第三者評価を受けていただくよう努力義務として条件に加えております。

保育の充実に係る移管条件の最後でございますけれども、⑤といたしまして、先ほど少し触れましたが、その他の保育サービスの充実ににつきましては、多様化する保育ニーズへの拡大に対応するため、移管先法人自らが特別保育といたしまして、休日保育でありますとか、一時預かり保育、学童保育、家庭的保育事業、園庭開放事業等の実施に向けて積極的に取り組むよう努めることとしております。

次に、「(5) 移管先法人への引き継ぎ」といたしまして、①では、合同保育引き継ぎ保育について規定をしております。

具体的な内容といたしましては、資料3「市立保育所の民営化に伴う合同保育、引き継ぎ保育の実施について」をご覧ください。

まず、1ページから3ページ中段までは、民営化事業評価の際にいただきました保護者や移管先法人からのご意見でございます。

3ページ中段から5ページまでは、これらのご意見を踏まえ外部・庁内検討委員会において、改善策を検討していただいた内容となっております。

そして、民営化基本方針改定後における説明会などを通じて保護者の皆様からいただいた主なご意見を踏まえ、再度改善した内容が6ページからとなっております。

それでは、6ページをご覧ください。

合同保育におけます保護者からの主なご意見を踏まえた改善といたしまして、その期間を3か月の固定としておりますけれども、基本方針が示す、「(4) 移管先への引き継ぎ」において、茨木市が指定する範囲で移管先が選択するという定めがありますことから、市として実施基準を示し、この実施基準もしくはそれ以上の方法による合同保育を実施するか、どちらかを選択していただくこととしております。

また、具体的な実施手法につきましては、実施基準にとおりでございますが、7ページをご覧ください。

1月は、所長・主任クラス1人、乳児クラス、0・1・2歳、2人、幼児クラス3・4歳、2人の計5人が週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行うこととしております。

2月は、保育士等はその体制を維持しながら、週4日で公立保育所に

派遣され、実践を通じた引き継ぎを行うこととしております。

3月は、保育士に加え看護師が1人加わり、計6人が週6日で公立保育所に派遣されて実践を通じた引き継ぎを行うこととしております。

なお、用務員、調理員でございますけれども、給食機器等の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に5日間の引き継ぎを行うこととしております。

また、派遣される保育士の固定を望まれるご意見もいただきましたが、固定になりますと保育士の都合により、退職されることなどへの対応ができないことから、何人かのローテーションにより、これらの課題に対応したいと考えております。

なお、昨年の実績といたしましては、実施基準どおりとされた法人がございましたが、どちらも栄養士の引き継ぎや保育士を増やしていただくなど、積極的な合同保育に努めていただいたというのが現状でございます。

また、何人かのローテーションも可能としておりましたけれども、ほぼ固定されたメンバーの方に保育を担っていただくとともに、その方々がそれぞれクラス担任を担っていただくなど、保護者の方のご意見もお聞きしながら、適切な対応に努めていただいたというふうに考えております。

次に、同ページの「(2) 引き継ぎ保育」でございますが、保護者の皆様からは、保育室の充実を望むご意見をいただいておりますので、その主なご意見を踏まえた改善といたしまして、通常時でも慌たしくなる年度当初の時期に子供の状況をよく把握している看護師を配置し、所長を含め計5人で引き継ぎ保育を実施することとしております。

具体的な手法につきましては、8ページをご覧ください。

まず、引き継ぎ保育につきましては、原則民間による運営始まる4月から翌年3月までの1年間実施することとしておりますが、引き継ぎ保育終了後の環境の変化を考慮しまして、引き継ぎ体制及び実施日を段階的に短縮することとしております。

段階的に短縮する理由といたしましては、子供たちへの影響といたしまして、8ページの上段に記載していますが、引き継ぎ保育士から引き継ぎ保育について、再度、聞き取りを行った結果、移管後の保育を実施するのは移管先法人に所属する保育士でございますが、引き継ぎ保育士が保育を担うということではなく、長期間、引き継ぎ保育士が多いままであるとどの保育士の言うことを聞けばいいのか、子供たちが混乱することがあるという意見がございました。

また、そのような混乱を招いては今後の保育園の運営にも支障をきたす恐れがあることから、引き継ぎ保育士終了後の環境の変化を考慮して、引き継ぎ体制及び実施日を段階的に短縮することとしております。

具体的な実施手法でございますけれども、4月から6月はもと公立保育所の所長1人、保育士3人（乳児担当1人、幼児担当2人）、看護師1人の計5人体制で週5日引き継ぎ保育を実施いたします。

7月から9月は元公立保育所の所長1人、保育士3人の計4人体制で週4日、10月から12月は元公立保育所の所長1人、保育士2人の計3人体制で週3日引き継ぎ保育を実施いたします。

翌1月から3月は、元公立保育所の所長お一人で週1日、引き継ぎ保育の仕上げを行うこととしております。

なお、引き継ぎ保育終了後の環境の変化を考慮しまして、実施体制及び実施費については、三者協議会の同意を得て変更することができるとしております。

また、現在、元公立保育所の所長を初め、保育士や看護師による引き継ぎ保育を実施しており、朝は6時45分から、夜は7時15分まで見守るなど日中だけではなく、現場の状況を見極めながら、引き継ぎ保育を実施しているところでございます。

それでは、募集要領に戻っていただきまして、4ページの②の三者協議会等についてでございます。

「ア」では、当該保育所の保護者、移管先及び市の三者で組織する三者協議会の設置、また三者のいずれか一者からでも要請がありましたら、協議会を開催することとしております。

次に、「イ」では、三者協議会の役割として移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認するとともに三者が連携、協力して課題等の解決に努めることとしております。

次に、「ウ」では、必要に応じて保護者の意向調査を実施し、保育の質の向上を図ることとしております。

なお、現状では資料2の実施要領15ページ、三者協議会の役割の一段落前でございます。15ページの三者協議会の役割、括弧書きで書いているところがあるのですけれども、その一段落前になお書きがございまして、そのなお書きに基づき保護者の方とともにそれぞれの三者協議会の設置及び運営に関する基準を定め、三者協議会の円滑な運営に努めているところでございます。これはホームページ等にも公開をしております。

次に、募集要領の5ページに戻っていただきまして、「Ⅳ 応募法人の選考」についてでございます。

「1」では、応募法人の選考について別途選考委員会を設けて移管先を選考する旨を規定したものでございます。また、その選考に当たっては、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行うと定めており、これは資料1「茨木市立保育所民営化基本方針」の「6 民営化の方法」における「(1) 移管先の募集及び選定の枠組み」の②に根拠を持つ内容でございます。

また、選考項目につきましては、ヒアリングを実施すること、さらには、この後にご審議をいただく内容ですが、当選考委員会において定める選考基準に基づいて、各選考委員からより多くの評価が得られた方針を移管先候補法人として、決定することを定めております。

なお、市は当選考委員会における選考結果を尊重して移管先法人を決

定させていただくこととなります。

次に、「2」では、応募法人が多数となった場合に予備審査と本審査を行うことを定めておきまして、予備審査におきましては、選考項目による審査を実施し、2法人まで選考してから本審査となるヒアリングを実施して再度選考項目による審査を経て、選考する旨を示したものでございます。

また、応募法人が1法人の場合もしくはなかった場合については、募集期間の延長や市から法人に再度周知するなど、できる限り複数の応募法人を募集できるようにする旨を示したものでございます。

なお、このような方策を講じましても応募法人が1法人となった場合は当選考委員会において定める選考基準に基づいて選考できる旨を定めたものでございます。詳しくは、後ほど、選考基準のご審議の際に改めてご説明をさせていただきます。

次に、「3」では、保育の充実に向けた法人の姿勢をヒアリング時にアピールする、しっかりと伝えていただく旨を定めております。

「4」につきましては、本審査の対象となった応募法人が有する施設などへの現地視察を実施できる旨を定めたものでございます。

なお、昨年度はこの規定に基づき施設の視察とあわせ、現地でのヒアリングを実施させていただいたところでございます。

次に、「5」及び「6」につきましては、応募法人名の公開また選考結果については、書面での通知とともに移管先法人名以外、移管先候補法人名以外は非公開とし、ホームページ等で公表する旨を定めたものでございます。

「7」につきましては、移管先法人と移管に関する協定書を締結すること。

また、「8」につきましては応募書類の取り扱いについて定めたものでございます。

次に、「V その他」でございます。

「1」につきましては、応募について1法人につき1保育所と定めております。

「2」では、現地説明会を開催する予定でございますので、それに出席するよう定めております。

6ページになりますが、「3」では、保護者からの希望があれば応募法人が運営する施設の見学会を開催する旨を定めております。

なお、法人、保護者との日程調整につきましては、市が行うこととしております。

次に、「4」では、選考された法人に対して、職員の募集日程を市へ報告するよう求めております。これは先ほどの保育内容の継承に係る移管条件における⑩臨時パート職員の継続雇用の希望に対応するものでございまして、昨年度は臨時パート職員への説明会を開催し、処遇などについても法人からご説明をいただいております。

次に、「6」につきましては、民間園として保育所を設置することに

なりますので、認可を得る旨、定めたものでございます。

「7」につきましては、このようなことがあってはなりません、契約の解除について定めております。

次に、「8」では移管後における立入調査への協力また移管条件の履行についての報告などを定めております。

次に、「VI 移管スケジュール」につきましては、そこに示しているとおりでございます。なお、選考委員会のスケジュール等につきましては、資料10といたしまして、その予定をお示ししておりますので、またご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に申し込み及び申込用紙の配布といたしまして、申込用紙の配布時期、申込期間及び場所、提出部数、問い合わせ先を示しております。

なお、申込期間を4月の21日から5月16日までとしておりますけれども、会計関係の書類につきましては、理事会承認が必要でありますことから、協議の上、提出期限を猶予できる旨を示しております。

説明としては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： 本日の審議案件「(1) 移管先法人の募集要領（案）」について、資料1から資料5までを説明いただきました。

審議の対象になりますのは、資料4、5の内容をもって、具体的な移管先法人を募集していかどうかを審議することになります。

資料1から3のこれまでに決まっている枠組みとも併せて、ご説明をいただきました。

資料1は、平成24年10月4日に改定したものですので、これは変更の余地はありません。

資料2はその資料1の解釈を示した実施要領という位置づけになっています。

それから、資料3は、事業評価をしたときの内容が、特に合同保育や引き継ぎ保育について、詳細に記載されたものです。

膨大な資料でございましたので、細かい点などについて疑問の点もあろうかと思えます。まず、資料内容等についてのご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご意見でも構いません。いかがでしょうか。

B委員： 資料4の5ページですが、1保育所につき1法人、1法人につき1保育所とするということですから、1つの法人が、2つの保育所に応募してはいけないというそういう意味ですよ。

去年までに移管が決定した法人さんは参加することができるのでしょうか。

事務局： はい。参加できないという規定などは設けておりません。

B委員： 分かりました。

委員長： 一度に2か所というのは、1年間でやるのは荷が重いのだろうということです。

他の委員からありませんか。

- C委員： 資料3の4ページの専任看護師の配置についてですが、正看護師か准看護師かどちらですか。
- 事務局： 看護師の配置につきましては、資料2の実施要領の12ページの中ほどに、専任看護師の配置ということで、解釈を記載させていただいております。市立保育所では週5日、午前9時から午後5時30分まで、専任の看護師を配置していることから、常勤としては市立保育所の勤務体制の時間を基本にしておりますので、必ず、専任として配置することとし、兼任不可としております。
- また、勤務体制及び看護師の身分ということで、ただし書きで書かせていただいているのですけれども、これは移管先が柔軟に設定できることにしておりますので、正看護師であるとか准看護師であるという定めはございません。
- C委員： 定めはないということですね。
- 事務局： パート、正規も問いません。
- C委員： ということは准看護師の方がいる可能性もありますか。
- 事務局： あります。
- C委員： わかりました。それに関しましては、今後三者協議会で話し合っていくことになるのですか。正看護師か准看護師で扱えることと、扱えないことがあるので、准看護師はやっぱり准看護師なので、それに関しましては、今後、三者協議会などでお話し合いをさせていただくということですね。
- 事務局： そうですね、保護者の方のご意見としては、三者協議の中でお話していただくことは可能ですが、最終は移管先法人が選定できるということにしておりますので、そこを踏まえて移管先法人さんがどういう配置をしていただくかという形にはなるかと思えます。
- C委員： 移管先が決めるということになるのですか。
- 事務局： こういうことが必要なので、正規の看護師の配置を保護者の方が望まれているというようなご説明をしていただくとか、そこをその協議の中でしていく形にはなります。
- C委員： わかりました。ありがとうございます。
- A委員： すみません、それと関連して、今の看護師の正看護師、准看護師というのは全部正看護師ですか。
- 事務局： 市ですか。
- A委員： 市が今、移管しているところです。
- 事務局： 市は、正看護師です。移管しているところは准看護師の方もいらっしゃるからお聞きしています。
- 委員長： 応募する法人の業務範囲について、市のほうから回答がありましたけれども、その点は募集についての重要なポイントですが、ご意見はございませんでしょうか。
- D委員： 今、正看護師、准看護師という話が出たので、看護師の配置に対しては、補助が出ると思うのですが、正看護師、准看護師で差はないのですか。

- 事務局： 市の単独補助になっておりますので、正看護師、准看護師の規定は特に設けていません。
- D委員： 栄養士さんは、法人にお一人ということは、もう一つ、保育所を運営していて、そちらにおられたら、新たに雇っていただく必要はないということですか。
- 事務局： そういうことです。
- E委員： 資料3の最後、今後における合同保育、引き継ぎ保育のあり方というところは、今までの8法人の引き継ぎのときの保護者の意見とか、現場の声を聞いて、こういうふうな形でされたという理解ですか。
- 事務局： これまでの民営化の主な意見といたしましては、1ページから3ページ中段まで、この意見を踏まえて民営化の外部の方や庁内の職員の検討会議で整理をしたのが3ページから5ページまでになります。この5ページまでの段階で、民営化基本方針が改定された後に、保護者の方にこういう内容でやっていきたいというご説明をさせていただきました。
- それから、保護者の説明会の中でご意見をいただいた内容が、この内容になります。それを踏まえて実施手法というのを再度検討した形になります。
- C委員： もう1点いいですか、栄養士は法人に対して1人設置ということですが、現在、公立は管理栄養士ではなく、普通の栄養士がやっているということですか。
- 事務局： 管理栄養士の資格は持っています。
- C委員： 合同保育の引き継ぎに関しまして、給食機器の操作などの引き継ぎをする用務員、調理員というのがあるのですが、それに関して栄養士の引き継ぎなどは一切ないのですか。
- 事務局： 今回の民営化では栄養士さんの引き継ぎもありました。こちらのほうで実際にそういうアレルギーの献立の内容なんかについても詳しく説明をさせていただきましたので、今後もそういう形で法人さんが望まれば、栄養士さんの引き継ぎなんかも少しさせていただきたいというふうに考えています。
- C委員： 法人さんが、引き継ぎをしたいと言わない限りはないということですか。
- 事務局： 合同保育のところだと、栄養士さんの派遣というのは、法人さんへは求めています。おっしゃっていただきました管理栄養士の方ですと、ある程度、献立を作成する時のカロリー計算というのは、教育課程の中で承知をしておられるというのも、栄養士から確認をしています。ですので、特段引き継ぐというような大きな項目はないのですが、公立では、アレルギー対応などで、様式のところに細かくマークを入れたりしているのです。そういうことは用紙を見ていただいたら分かっていただけたというところでもありましたので、そういう形で引き継ぎをしています。
- C委員： 心配なことがありまして、社会福祉法人で、保育園をやっている方が応募にいられた場合は、管理栄養士が分かっていると思いますので引き

継ぎは要らないと思います。

ただ、老人ホームなどの社会福祉法人の方が保育園をやる場合は、管理栄養士が1法人につき1人なので、老人ホームの方の管理栄養士となった場合、乳児に関する管理栄養士さんと老人の方に対してやっていることは、最初に学んでいることは全く一緒ですが、分かれていって専門分野に入っているのです、やっぱり違います。

摂取用量も違いますし、それこそご飯の管理的なつくり方も、変わってきますので、その引き継ぎがないのはちょっとやはり心配です。

保育園を営んでいるところがやっていただければ全然問題がないのですが、100%そうとは言い切れないので、それを仮に法人さんが「うちの管理栄養士は大丈夫です。」と言っても、分かりましたって、保護者になるかといったら、やはり不安の部分があるので、ちょっと、そういった部分も気にはなりました。

事務局： 本年度、実は、そういう栄養士さんの引き継ぎが、実際に、法人からの要望としてございましたので、合同保育の費用負担という部分で、栄養士さんを新たに加えて、法人からの要請に対応させていただいています。

明確に位置づけて、必ず実施してくださいということではないですけども、そういう保護者の方のご要望とかいう形でもありますし、対応させていただくことは可能と考えています。

C委員： 分かりました。三者協議のときにそういったものも踏まえて、対応していただけるといことでいいですか。

事務局： ご意見としては、そういうことをおっしゃっていただいても大丈夫です。

C委員： 分かりました。ありがとうございます。

委員長： 募集にあたっては、最低これを満たしていただかないと応募できませんという水準の議論になります。

具体的に選考するにあたっては、上乘せの的な要望をするなど、また例えば、管理栄養士がいないところは選考するときにより低い評価になり、管理栄養士がいるところは高い評価になるなど、そういう形で具体的な選考がなされていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

C委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長： もう1件、選考基準の審議もしなくてはなりません。募集は、一定の期限内にできるだけ、たくさんの法人に応募をしていただくことが望ましいというのが、各委員の一致した認識ではないかと思しますので、4月21日から募集をかけた場合、何か、この点だけは不相当だというような点だけご指摘いただいて、そういう点がなければ資料4の形で募集させていただいてよろしいですか。ちょっと問題を絞ってその点をお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員： 説明会はいつするのですか。

事務局： 現地説明会ですね。今回は日曜日の子供のいないとき、法人さんに来ていただきました。募集の予定は21日からを考えていますので、できれ

ば、この週の日曜か、その次の週の祝日でお子さんがいない状況での見学会を開催したいと考えております。

A委員： 申し込み期間中ですね。

事務局： そうです。

委員長： それでは、お諮りいたします。

本日提案されております資料4、募集要領が（案）になっておりますが、実質的に（案）を外した形で募集の作業に事務局の方で入っていたいでよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、全会一致ということで、募集要領、資料4の形で決定させていただきます。

引き続きまして、案件の(2)ですけれども、選考基準の審議に入りますが、冒頭申し上げましたように傍聴の方につきましては、選考基準の審議については退出していただくこととなりますので、申し訳ございませんが、事務局の指示に従って退出いただくようお願い申し上げます。

それでは、案件の「(2) 移管先法人選考基準」について、事務局からの説明を求めます。

事務局： 【「平成26年度 茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考基準について」に基づき、説明。】

説明としては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： 当初予定していた8時半を超過いたしましたので、時間を延長させていただきます。

各委員： 了承

委員長： ただ今、資料6について、今年度の選考基準の案をご説明いただきました。時間の関係もあり、本日、選考基準についての決定をみるというのは、難しいかと思えます。

第2回目の委員会の場で決定するという段取りになろうかと思えますが、それに先立ちまして、本日、聴取した資料説明の中で不明の点、あるいは、基準(案)のここを直すべきであるといったようなご提案や、ご意見ございましたら、順次ご発言いただきたいと思います。

本日は、最終決定までには至りませんが、色々と疑問の点などございましたら、忌憚なくご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

F委員： 2法人まで絞られた後、ヒアリング等、現地で法人さんの視察というのがあるかと思うのですが、それまでに、法人さんの方から応募書類に関するご説明とかという場は今まであったりしましたか。例えば、うちの経営理念はこういうふうな意味ですよというようなことですが。

事務局： 法人さんからは、そのヒアリングまでではないです。

F委員： ここに書かれている応募書類の内容というのは、こちらからヒアリングしないと確認ができないような内容ですが、直接、お話をして、応募書類は字で書いている書類の内容だと思うので、直接、聞かないと聞き出せないところがあると思うのですが、そこはヒアリングの場で確認

してくださいというような流れで、今まで選考されていた感じですね。  
事務局：　そうです。

これまでですと3法人の応募がございまして、2法人に選考していただくときには、書類と会計の部分についてのみの審査という形で選考していただきました。

公平性という部分もございまして、この応募書類に基づいた形の審査をしていただくことによって、一定、公正性を保った形で審査をさせていただけるかなというふうに考えております。

個別にヒアリングをしてしまいますと、例えば、プレゼンテーションが上手な法人さんは、うまく説明もしていただけ、印象的にも変わってくると思いますし、最終、本審査の2法人になった時点で各委員の皆様から、お聞きしていただくということで、これまでは進めさせていただきました。

F委員：　分かりました。この2法人になった場合、落とす選考じゃなくて、より良い方を選ぶ選考だと思っているので、逆に言うと、ヒアリングのタイミングで良いところを、どんどん引き出してあげないと、良いところが見えないと思いますので、皆さん、それぞれ専門の分野で活躍されている方だと思いますので、ぜひ、良いところが聞けるようなヒアリングをしていただきたいと思います。

先ほど、看護師のお話もあったのですが、私は、全然、知らなかったもので、法人さんも、実は、そこが自分のところの差別化ポイントになるということ自体、気づいてない法人さんもいると思います。

実は、この正看護師さんを用意しているというのが、良いというところに気づいてないということもあると思うので、そういうところをどんどん引き出せるようなヒアリングを期待していますので、よろしくお願ひします。

委員長：　ご提案ありがとうございます。

現地視察及びその場でのヒアリングの司会も私がやりますので、ご提案いただきました点については、十分意を用いて進行させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

資料に関して、ご質問やあるいはご意見、具体的に資料6のここをこう直すべきであるというご意見でも結構ですが、ございませんでしょうか。

非常に膨大な資料であり、かつ選考基準が今後の審議にとって一番、重要な点になりますので、あまり拙速にせず、今日お持ち帰りいただいて、じっくり内容を熟読して、疑問点やそれからこうすべきであるというようなご提案、ご意見がございましたら、それを次回の会議のときまでに、事務局の方にお寄せいただいて、2回目の委員会でそれらの点にお答えいただいたり、あるいは基準を修正したりといったような形で、進めてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

A委員：　それでいいと思ひます。

委員長：　ご賛同いただけますでしょうか。事務局の方としても、スケジュール

的には間に合いますでしょうか。

事務局： はい。

B委員： 1つだけ質問させてください。

参考資料で応募法人さんが書いてくださる書式の中で、例えば、33ページでもいいのですが、現行施設での取り組み説明とありますが、保育所をこれまで経営していらっしゃらなかったところだと、保育所以外の施設さんのやり方をここに書いていただくということになるのでしょうか、それとも、全く書かないということでしょうか。

注欄に現行の保育所等とかありますから、等に含まれるような種類の施設さんだったら書いていただけるということですか。

事務局： はい。おそらく書けるところと、書けないところが出てくると思いますので、書けるところにはできるだけ、その運営しておられる施設の内容を書いていただく予定ですが、先ほど、少し説明の中で移管予定の保育所での取り組みの方を重視していただきたいということを説明させていただいたのは、そういう点も踏まえまして、ご記入されていないところもあると思いますし、できるだけご記入してくださいという形では、伝えたいと思っております。

B委員： その場合は、これは記入漏れですよということではなく、法人さんの意思と考えるとよいわけですね。

事務局： そうです。

B委員： はい、分かりました。

D委員： 評価方法のところでちょっとご確認させてください。

3法人以上の応募があった場合、2段階審査になりますよね、そのときでもこの評価の項目は、予備審査、本審査、同じものを2回見るような形になるのですか。

予備審査は、書類だけで判断し、本審査は、現地に行ってヒアリングをして、予備審査のときに、一旦、評価したものを修正するというイメージですかね。

事務局： そうです。そういうイメージです。

D委員： 了解しました。

委員長： 昨年の例では、予備審査のときに、3つの法人があれば、2つの法人を残す、つまりご遠慮いただく1法人を選んでいただくという方向での審議でした。

その段階で、1、2、3と順位付けをすると、本審査する意味がないので、ご遠慮いただく1法人を選んでいただくという審議が予備審査で、2法人となった本審査は、より良い法人を選考するという方法です。

予備審査も本審査も選考基準自体は5項目あって、それは民営化基本方針に書かれてありますので、その項目は同じです。

ご質問は、ほかにごございませんでしょうか。

各委員： 【特になし】

委員長： そうしましたら、ご質問やご意見をお寄せいただく締め切り期限は4月中くらいでしょうか。

事務局： はい。

委員長： 一応の目安としては4月末という締め切りでよろしいでしょうか。今日が14日で2週間ぐらいですけども、よろしいですか。

各委員： 了承。

委員長： それでは、4月30日までに、事務局にご質問でもご意見でも結構ですので、お寄せいただくということを決めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

案件の(3)その他というのがございますが、各委員から、議題事項以外について何かご発言ございませんでしょうか。

各委員： 【特になし】

委員長： それでは、事務局から何かございますか。

事務局： 本日は、専門的な視点、子育ての当事者ということで貴重なご意見、ご審議を賜りまして、ありがとうございます。

今後のスケジュールというところでございますけれども、本日、審議いただきました募集要領に基づきまして、4月の21日から5月の16日にかけてまして、移管先法人を募集したいというふうに考えております。

また、5月の12日から23日の間で次回の委員会をそれぞれの保育所、道祖本保育所、中津保育所それぞれに開催をさせていただきたいと考えておりまして、現段階でご都合のほうの方がわかるようでしたらご都合が悪い日をお教えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

改めて、日程のほうを調整させていただきまして、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、応募の状況等によりまして、また日程を少し勘案させていただく場合もございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。場所は、こちらの防災会議室のほうをご用意させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

それでは、これもちまして第1回の移管先法人選考委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして、慎重ご審議大変ありがとうございました。